

## 馬頭最終処分場建設検討委員会設置要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、馬頭最終処分場建設検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設 置)

第2条 馬頭最終処分場（以下「処分場」という。）の建設を進めるに当たり、専門的見地から助言等を得るために委員会を設置する。

### (検討事項)

第3条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 処分場の設計・建設に関すること。
- (2) 処分場の環境影響評価に関すること。
- (3) その他処分場の整備に関すること。

### (組織等)

第4条 委員会は、前条に規定する検討事項に関する学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する8名以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長等)

第5条 委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (運 営)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議事を運営する。

2 委員会は、第3条第1項に規定する検討内容に応じ、関係する委員により開催することができる。

3 委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明、意見、その他必要な協力を求めることができる。

### (庶 務)

第7条 委員会の庶務は、環境森林部馬頭処分場整備室において処理する。

### (委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成25年7月17日から実施する。